

国民健康保険税の仕組み

国民健康保険税の決め方

3つの区分

医療保険分 病気やけがをした時の医療費にあてられる財源

後期高齢者支援金分 75歳以上の人の医療費などにあてられる財源

介護保険分 介護サービス費などにあてられる財源
(40歳から65未満の人のみ)

3つの方式

所得割
世帯の被保険者の所得に応じて計算

均等割
1人につきいくらと計算

平等割
1世帯につきいくらと計算

軽減判定

7割・5割・2割軽減 前年の所得が一定以下の世帯は、均等割・平等割を軽減

未就学児軽減 義務教育就学前の子どもの均等割額の5割を軽減

産前産後軽減 出産する被保険者の所得割・均等割を出産前後4か月間免除

税額

医療保険分 所得割 + 均等割 + 平等割

+

後期高齢者支援金分 所得割 + 均等割 + 平等割

+

介護保険分 所得割 + 均等割

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分と大きく3つの要素で構成されており、それぞれの保険料を算出する際に使われる方式は、医療保険分、後期高齢者支援金分については、所得割、均等割、平等割の3つ、介護保険分については所得割、均等割の2つとなっている。これらの金額を合算したものが、1年間の保険税となる。また、算定の際、法令に定められた軽減(減免)制度が適用される。